

多久市長 横尾俊彦 様

産業厚生委員会
委員長 平間智治

給食費の保護者負担軽減に関する申入書

改正前の基本保育単価には、給食費（3歳未満児は主食費及び副食費、3歳以上児は副食費）が含まれて給付が行われておりました。しかし、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化に伴い、1号認定（満3歳児を含む）及び2号認定の公定価格から副食費が除かれ、保護者からの実費徴収となりました。

そのような中、全国保育団体連絡会も、「食への取り組みは教育・保育の大切な役割だ」と主張するとともに「子どもが長時間過ごす保育園で、給食は必要不可欠なもの」と主張しています。また、「給食費は保育料に組み込んで公費負担にするべきだ」と無償化を求めています。このことにより、保護者の負担が軽減され、『子育てしやすいまち多久』を内外にアピールすることができ、多久市への移住や定住を促進し、多久市の更なる発展につながると考えます。

子ども達の健やかな成長と保護者の負担軽減を考慮したうえで、これらを所管する産業厚生委員会として下記のとおり意見を申し入れます。

記

多久市においては子育て世代の負担軽減施策として、保育料の負担軽減措置をとってきました。今回の保育料の無償化に伴い、今まで行ってきた保育料の軽減措置分の費用負担が無くなります。その分を財源として、全ての3歳児以上（1号認定を受ける満3歳児を含む）の幼児に係る副食費の保護者負担分を市に負担していただきたい。

なお、申入書に対する回答につきましては、文書でご回答いただきますようお願いいたします。